

# 責任投資方針

令和8年6月9日制定

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）は、厚生年金保険法、同法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針、日本私立学校振興・共済事業団法その他の法令の定めを遵守するとともに、別途定める「厚生年金保険給付積立金等の管理運用の方針」、「経過的長期給付積立金の管理運用の方針」及び「退職等年給付積立金等の管理運用の方針」（以下、これらを「管理運用の方針」という。）に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的な積立金の管理及び運用を行っている。

本方針は、管理運用の方針「I. 管理及び運用の基本的な方針」を前提として、私学事業団が責任投資及びスチュワードシップ活動を実践するための基本的な考え方と、運用受託機関に対する期待を明らかにすることを目的とする。

## I. 責任投資についての考え方

責任投資とは、投資判断において財務情報に加え非財務情報等の持続可能性に関する要素を考慮するとともに、投資後も適切な関与を行う姿勢・行動の総称である。

私学事業団は、責任投資により投資先企業の中長期的な価値向上や持続的成長を促すことが、受益者である厚生年金保険の被保険者等及び私学共済制度の加入者等（以下「加入者等」という。）の長期的な投資収益の拡大を図ることにつながると考える。この責任投資を実践するための手段として、「サステナブル投資」及び「スチュワードシップ活動」を位置づけ、双方を適切に実施する。

私学事業団は、国際的に共有された責任投資の理念を踏まえ、国連が提唱する責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）の署名機関となっている。私学事業団の責任投資に関する考え方は、受託者責任の履行を前提に、環境・社会・ガバナンス等の要素を中長期的に考慮するという、PRIの趣旨と整合している。

## II. 責任投資の目的

私学事業団は、責任投資を通じて、環境・社会・ガバナンス等の持続可能性に関する要素を考慮し、年金積立金の長期的な価値向上を図るとともに持続可能な社会の実現に資する投資を推進することや、建設的な対話（エンゲージメント）や議決権行使を通じ、投資先企業の中長期的な価値向上及び市場全体の持続的成長を促し、スチュワードシップ責任を適切に果たすことを目指す。

### Ⅲ. 責任投資の推進について

#### 1. サステナブル投資

サステナブル投資は、環境・社会・ガバナンス等の持続可能性要素を考慮しつつ、長期的なリスク管理と投資収益の拡大を図る投資であり、ESG 投資及びインパクト投資を包含する。

##### (1) ESG 投資

ESG 投資とは、環境 (Environment) ・ 社会 (Social) ・ ガバナンス (Governance) に関する要素をリスク・リターン分析及び投資判断に組み込む投資である。

ESG 要素を考慮するにあたり、定量評価 (例：女性取締役比率、温室効果ガス排出量等) 及び定性評価 (例：取締役会の実効性、人的資本施策、サプライヤー管理等) を適切に用い、銘柄選択・リスク管理・建設的な対話 (エンゲージメント) ・議決権行使等を一体として運用することを重視する。

##### (2) インパクト投資

インパクト投資とは、社会・環境へのポジティブな変化 (インパクト) を意図的に創出することを目的とするが、投資手法や評価の枠組みについてはなお発展途上にあり、年金積立金の運用における受託者責任との関係や、財務的リターンとの両立については、慎重な検討を要すると認識している。このため、インパクト投資については、以下の要件が満たされる場合に検討対象とする。

- ・市場平均的な財務的リターンが合理的に期待できること
- ・社会的・環境的インパクトが定義され、測定可能であること
- ・ポートフォリオの長期的安定性・持続可能性に資すること
- ・過度なリスクの増大につながらないこと

#### 2. スチュワードシップ活動

##### (1) 「責任ある機関投資家」の諸原則 (日本版スチュワードシップ・コード) (以下、「コード」という。) への対応

コードが定めるスチュワードシップ責任とは、「機関投資家が投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント) などを通じて、当該企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」を意味するとされている。

私学事業団は、コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本方針は、コード原則 1 に定める「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に相当する。私学事業団は、アセットオーナーとして、コードに沿ったスチュワードシップ活動を推進することが加入者等の長期的な投資収益の拡大及び資本市場全体の健全な発展に資する

ものとする。

私学事業団は、株式の直接投資や個別銘柄の選択を行わないアセットオーナーであることから、スチュワードシップ活動は主として運用受託機関が実施し、私学事業団はその取組状況についてモニタリング、評価及び公表を行う。

このため、運用受託機関にも、コードの受け入れとコードに即したスチュワードシップ活動、その取組状況についての適切な説明及び報告を求める。

なお、私学事業団におけるコードの受入表明及び各原則に対する対応方針については、本方針とは別に定め、公表する。

#### (2) コーポレートガバナンスについての考え方

私学事業団は、コーポレートガバナンスを企業の中長期的な価値創造を支える基盤と考え、形式的な基準や画一的な数値要件による判断ではなく、実効性を重視する。取締役会が適切で多様な人材と規模で構成されていること、財務的なリターンに加えてESGを考慮した事業活動を行っていること、取締役の業務を十分に監督する機能を有していること、経営陣の説明責任及び株主との建設的な対話（エンゲージメント）等を重視する。

#### (3) 建設的な対話（エンゲージメント）と議決権行使

エンゲージメントは、スチュワードシップ活動の中核を成す重要な取り組みである。私学事業団は、運用受託機関に対し、建設的で双方向のエンゲージメントを行うこと、単年度の成果にとらわれず中長期的な視点から継続的に取り組むこと、並びに企業の事情や特性を踏まえたエンゲージメントを行うことを求める。

さらに、運用受託機関がエンゲージメントを通じて得られた知見を踏まえ、投資先企業による課題への対応を段階的なエンゲージメントによって進めるなどの質的向上を重視する。また、必要に応じてエンゲージメントの結果や個別企業の状況を踏まえて議決権行使を行うとともに、その判断プロセスと結果について適切に説明することを求める。

なお、私学事業団は、議決権行使に関する具体的な判断基準や実務上の取り扱いについては、本方針とは別に「株主議決権行使に関する実務ガイドライン」を定めている。当該ガイドラインは、画一的な数値基準や機械的なルールを定めるものではなく、議決権行使にあたっての基本的な考え方を整理したものである。私学事業団は、運用受託機関に対し、当該ガイドラインの趣旨及び内容を踏まえ、個別企業の状況やエンゲージメントの内容を十分に考慮したうえで適正な議決権行使を行うことと、その判断及び行使結果について適切な説明及び報告を行うことを求める。

## IV. 責任投資のガバナンス

私学事業団は、受託者責任の観点から、組織的なガバナンスのもとで所定の審議・意思

決定プロセスを経て責任投資を行う。また、実施の検討にあたっては、必要に応じて資産運用検討委員会の意見を参考とする。責任投資の実施に関する事項については、運用担当責任者（CIO）が統括する。

なお、採用する運用受託機関については、原則として PRI の署名機関であることを求めている。

## V. 情報開示

私学事業団は、加入者等に対する説明責任及び市場全体の透明性向上の観点から、年次のスチュワードシップ活動報告等により、運用受託機関の活動状況、本方針及び関連した枠組みへの対応状況を開示する。情報開示については、所定の手続きを経て、担当理事の権限の下で行う。

### 付則

本方針は、社会・経済情勢、資本市場環境、投資を取り巻く制度・慣行の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。